

添付文書

作成年月日 2002年 6月20日 (新様式第1版)
改訂年月日 2006年 3月31日 (第2版)
改訂年月日 2008年 3月21日 (第3版)
改訂年月日 2014年 12月18日 (第4版)

届出番号 13B2X00206000018

機械器具 22 検眼用器具
一般的名称 検眼レンズ コード No34653000
一般医療機器(クラスⅠ)

販売名 クロスシリンダー

【禁忌、禁止】

本品を曲げ、切削、打刻等二次加工は絶対に行わない事

【形状、構造及び原理】

本器はフレームにシリンダーレンズをセットした柄付きレンズで、検眼に用いる。

寸法 38×121×5mm

【使用目的又は効果】

検眼(乱視)に用いるシリンダーレンズに柄を付けた製品です。

下記の焦点距離のシリンダーレンズに柄を付けたレンズです。
±0.25、±0.5、±0.75、±1.0 デジオプターの4種類

【使用方法】

検眼検査をするとき眼前に本器を保持し乱視があるかどうかを視力表がはっきり見えるかどうかで判定します。

ご参考

- 1、クロスシリンダーは雲霧をせず、視力表を見させるのが原則です。
通常、球面レンズのみで、最良の視力を得られる最弱度の凹レンズまたは最強度の凸レンズを装用させた上でクロスシリンダーを使用します。
- 2、検査は乱視の検出、乱視軸の決定、乱視度の決定の順番で行い、クロスシリンダーの度は検査の段階によって変えるとよいです。
まず、クロスシリンダーを90°～180°と45°～135°と裏返して視力表の見え方を比較する、差があれば乱視がある事になります。
- 4、次に仮矯正のシリンダーレンズを最もよく見える軸に装用しこのレンズの約半分の度のクロスシリンダーを仮のシリンダーレンズの45°の位置に重ね、45°～135°に裏返して、どちらでも視力が等しければ仮矯正の軸は正しい。等しくなければ、シリンダーレンズの軸を少しずつ動かし、検査を繰り返し正しい軸を決定する。この時の動かし方はクロスシリンダーの軸に仮矯正シリンダーレンズの同符号軸が近づくようにします。
- 5、次に仮矯正シリンダーレンズの両軸にクロスシリンダーの軸を一致させて重ね視標の見えかたを比較させ、差があれば、仮矯正シリンダーレンズの度を加減して決定する。この段階でのクロスシリンダーの度は弱いものが望ましいです。
- 6、最後に球面レンズの度数をもう一度確認してください。
- 7、比較的簡単な乱視の場合、仮矯正レンズを装用させ、最終チェックとしてクロスシリンダーを用いて5、の検査を行うのも良いです。

【使用上の注意】

- (1) 本器は金属フレームとガラスよりなっており、落下等による破損にご注意下さい。
- (2) 本器及び患者に等異常があったときは使用を中止して適切に処置して下さい。
- (3) 本器を操作中眼や顔を傷つけないようご注意ください。
- (4) ご使用中レンズが汚れた場合、レンズクリーナー等で軽く拭いて下さい。
- (5) 破損した場合は交換してください。

【保管方法及び有効期間】

保管は常温、常湿、埃の少ない所で保管して下さい。
使用期間は特にありませんが、6年を限度として下さい。

【保守点検に係る事項】

- (1) 本体はガーゼ等で軽く拭いて下さい。
- (2) ガラス部分はなるべく触れないようにして下さい。
レンズが汚れた場合、レンズクリーナー等で軽く拭いて下さい。
- (3) 破損や極端に汚れた場合は交換してください。

【包装】

1 本単位

【主要文献及び文献の請求先】

氏名 半田屋商店
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷3-37-4
電話 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

株式会社 半田屋商店
〒113-0033
東京都文京区本郷3丁目37番4号
TEL 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695